出来形管理基準及び規格値

令和２年１０月改定

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基　準　高　▽		±50		施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。	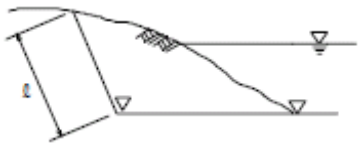	
						法長ℓ	ℓ＜５ｍ	－200				
							ℓ≧５ｍ	法長－４％				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計算値	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	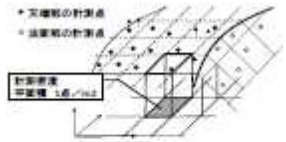 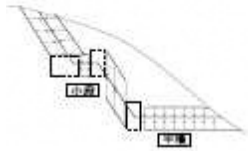	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合			平均値	個々の計算値	1．3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴ﾃﾞｰﾀを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基　準　高　▽		−50		施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	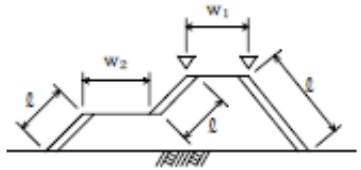	
						法長ℓ	ℓ＜5m	−100				
							ℓ≧5m	法長−2％				
						幅　w_1，w_2		−100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	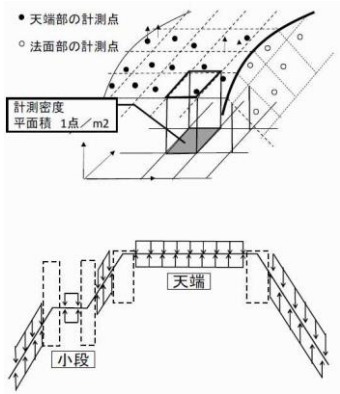	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土(テールアルメ)壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基　準　高　▽	－50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	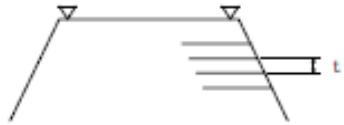	
						厚　　さ　t	－50			
						控　え　長　さ	設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚　　さ　t	※－30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t　t ＜15cm	－25	幅は、施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長100mにつき1箇所、100m以下は2箇所、中央で測定。	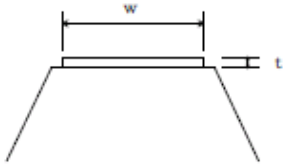	
						厚さ t　t ≧15cm	－50			
						幅　　w	－100			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基　準　高　▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。	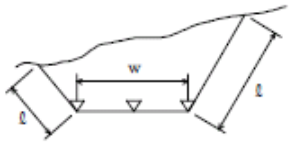	
						法長 ℓ　ℓ＜５ｍ	－200			
						法長 ℓ　ℓ≧５ｍ	法長－４％			
						幅　　w	－100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計算値	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（ 土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は､評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	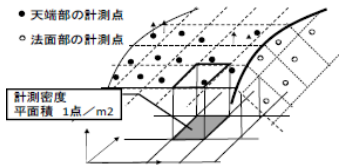 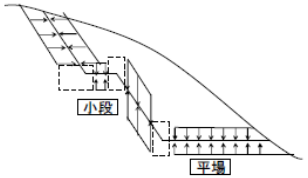	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値		測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基　準　高　▽		±50		施工延長40mにつき１箇所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	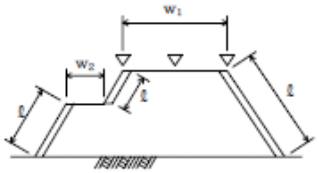	
						法長ℓ	ℓ＜５ｍ	－100				
							ℓ≧５ｍ	法長－２％				
						幅	w_1, w_2	－100				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「ＴＳを用いた出来形管理要領（ 土工編）」、「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「ＲＴＫ-ＧＮＳＳを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	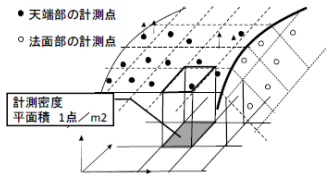 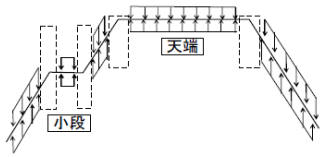	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面（小段含む）	標高較差	-80	-190			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚　　さ　t	※－30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	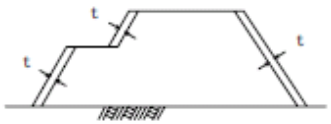	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平 均 間 隔 d	± φ	$d = \dfrac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	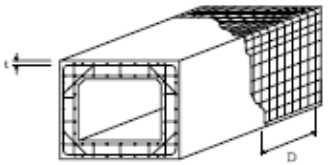	
						か　ぶ　り　t	± φかつ最小かぶり以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基　準　高　▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	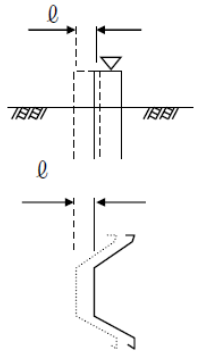	
						根　入　長	設計値以上			
						変　位　ℓ	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延　長　L	－200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設　置　高　さ　H	設計値以上	１箇所／１基	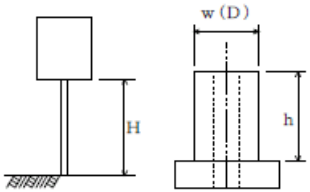	
						基礎　幅　w　（D）	－30	基礎１基毎		
						基礎　高さ　h	－30			
						基礎　根　入　れ　長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅　w	−30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１箇所測定。	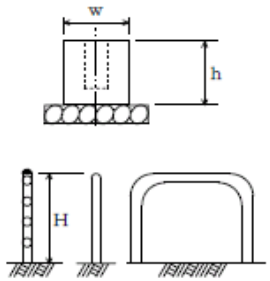	H
						基礎	高　さ　h	−30			
						パイプ取付高　H		＋30 −20	１箇所／１施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅　w	−30	１箇所／施工延長 40m 40m以下のものは、２箇所／１施工箇所。	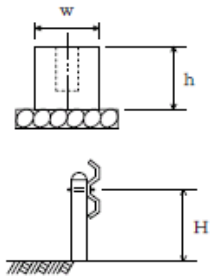	
						基礎	高　さ　h	−30			
						ビーム取付高　H		＋30 −20	１箇所／１施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅　w	−30	１箇所／１基礎毎	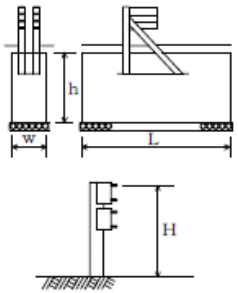	
						基礎	高　さ　h	−30			
						基礎	延　長　L	−100			
						ケーブル取付高　H		＋30 −20	１箇所／１施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚　さ　t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、１箇所テストピースにより測定。		
						幅　　w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高　　さ　h	±30	１箇所／10本 10本以下の場合は、２箇所測定。	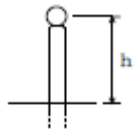	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗　　膜　　厚	鋼道路橋塗装・防食便覧Ⅱ-74「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 １ロットの大きさは500㎡とする。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長　L（m）	±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS 製品の場合は、JIS 認定工場の成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準ずる。	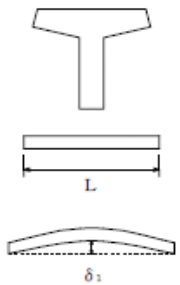	
						断面の外形寸法	±5			
						橋　桁　の　そ　り δ_1	±８			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工 （購入工） （スラブ桁）	桁長　L（m）	±10… L≦10m ±L/1000… L＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS 製品の場合は、JIS 認定工場の成績表にかえることができる。 JIS製品以外はJIS製品に準ずる。	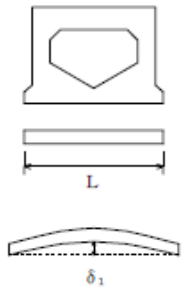	
						断面の外形寸法	±５			
						橋　桁　の　そ　り δ_1	±８			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	1	ポストテンション桁 製作工	幅（上）　w_1	＋10 －５	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３箇所とする。 ℓ：支間長（m）	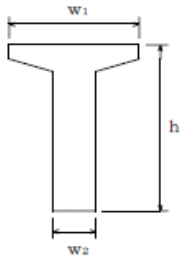	注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する.
						幅（下）　w_2	±５			
						高　　さ　h	＋10 －５			
						桁　　長ℓ 支 間 長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－５） かつ －30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	2	プレキャストセグメント製作工（購入工）	桁　長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁　長ℓ 支 間 長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－５）かつ－30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３箇所とする。 ℓ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	0.8・ℓ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基　準　高	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２箇所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間当たり両端と中央部の３箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編３－４－12床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	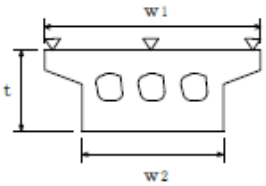	注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅　w_1，w_2	－５～＋30			
						厚　さ　t	－10～＋20			
						桁　長ℓ 支 間 長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－５）かつ－30mm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基　　準　　高	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２箇所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間当たり両端と中央部の３箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編３－４－12床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	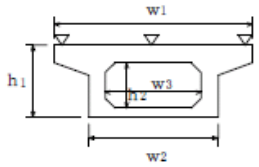	注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上）　w_1	－５～＋30			
						幅（下）　w_2	－５～＋30			
						内　空　幅　w_3	±５			
						高　　さ　h_1	＋10 －５			
						内空高さ　h_2	＋10 －５			
						桁　　長ℓ 支 間 長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±(ℓ－5) かつ －30㎜以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上）　w_1	－５～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編３－４－12床版・横組工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	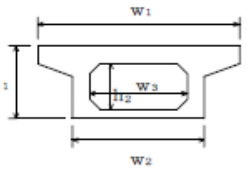	注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）　w_2	－５～＋30			
						内　空　幅　w_3	±５			
						高　　さ　h_1	＋10 －５			
						内空高さ　h_2	＋10 －５			
						桁　　長ℓ 支 間 長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±(ℓ－5) かつ －30㎜以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	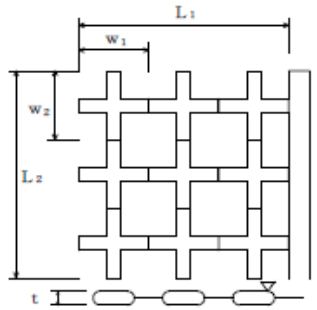	
							厚さt	－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							幅W1，W2	－20			
							延長Ｌ1，Ｌ2	-200	１施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ／2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	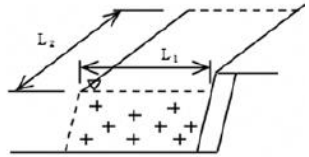 ｔは根固めブロックの高さ	
							延長Ｌ1，Ｌ2	－ｔ／2	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基　準　高　▽		±150	１組毎	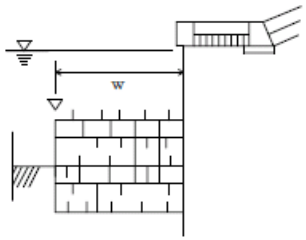	
						幅　　w		±300			
						延　　長　L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基　準　高　▽		－100	施工延長40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	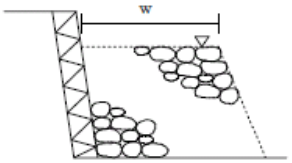	
						幅　　w		－100			
						延　　長　L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅　　w	－30	1回／1施工箇所	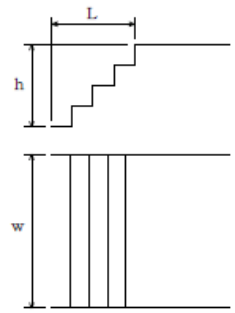	
						高　　さ　h	－30			
						長　　さ　L	－30			
						段　　数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据　付　け　高　さ	舗装面に対し 0～－2	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	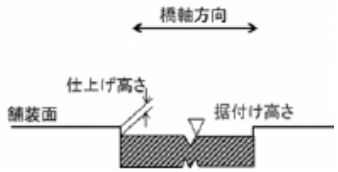	
						表　面　の　凹　凸	3			
						仕　上　げ　高　さ	舗装面に対し 0～－2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ　据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の3点	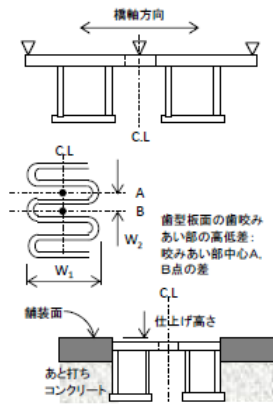	
						高さ　橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表　面　の　凹　凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5			
						仕　上　げ　高　さ	舗装面に対し 0～－2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 （埋設型ジョイント）	表 面 の 凹 凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	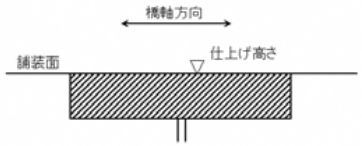	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工（巨石張り、巨石積み）	基　準　高　▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	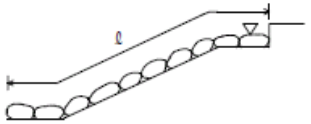	
						法　　長　ℓ	－200			
						延　　長　L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工（かごマット）	法　　長　・ℓ	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	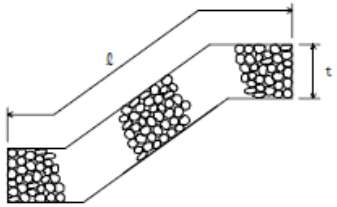	
						厚　　さ　t	－0.2 t			
						延　　長　L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工（じゃかご）	法長ℓ　ℓ＜３m	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	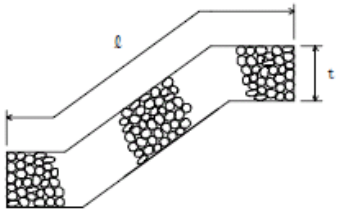	
						法長ℓ　ℓ≧３m	－100			
						厚　　さ　t	－50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工（ふとんかご、かご枠）	高　さ　h	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	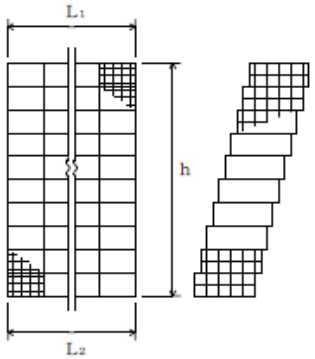	
						延　長　L_1，L_2	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。	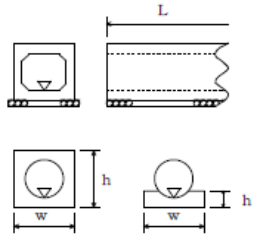	
						※幅　　w	－50			
						※高　さ　h	±30			
						延　長　L	－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （Ｌ型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	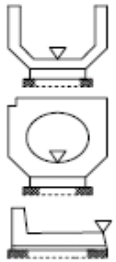	
						延　長　L	－200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工（場所打水路工）	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	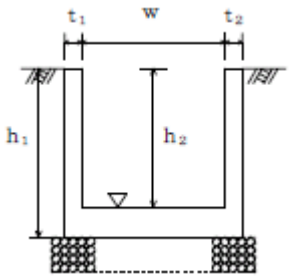	
						厚さ　t_1，t_2	−20			
						幅　　w	−30			
						高　さ　h_1，h_2	−30			
						延　　長　L	−200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工（暗渠工）	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	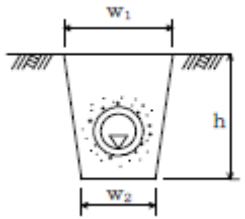	
						幅　　w_1，w_2	−50			
						深　　さ　h	−30			
						延　　長　L	−200	１施工箇所毎 ただし、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基　準　高　▽	±30	１箇所毎 ※は、現場打部分のある場合	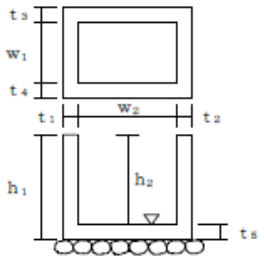	
						※厚さ　t_1～t_5	−20			
						※幅　　w_1，w_2	−30			
						※高さ　h_1，h_2	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗　膜　厚	a．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m2とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅　　w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	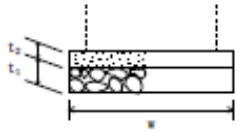	
						厚さ　t_1，t_2	−30			
						延　　長　L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	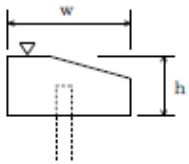	
						幅　　w	−30			
						高　　さ　h	−30			
						延　　長　L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基　準　高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	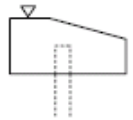	
						延　　長　L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基　準　高　▽	±50	全数について杭中心で測定。	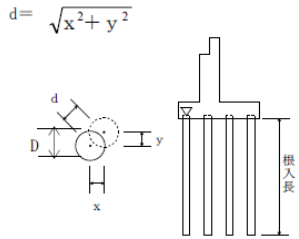	
						根　入　長	設計値以上			
						偏　心　量　d	D/４以内かつ100以内			
						傾　　斜	1／100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基　準　高　▽	±50	全数について杭中心で測定	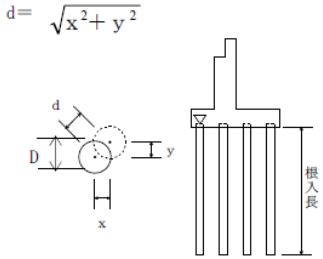	
						根　入　長	設計値以上			
						偏　心　量　d	100以内			
						傾　　斜	1／100以内			
						杭　　径　D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基　準　高　▽	±50	全数について杭中心で測定。	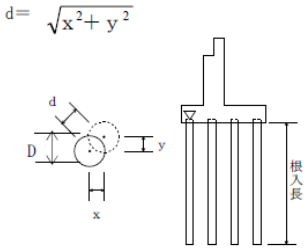	
						根　入　長	設計値以上			
						偏　心　量　d	D/４以内かつ100以内			
						杭　　径	設計径（公称径）以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基　準　高　▽	±50	全数について杭中心で測定。	d= $\sqrt{x^2+y^2}$ 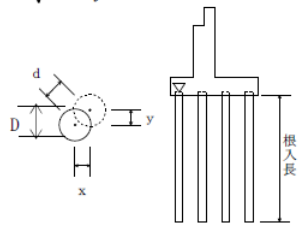	
						根　入　長	設計値以上			
						偏　心　量　d	150以内			
						傾　　斜	1／50以内			
						基　礎　径　D	設計径（公称径）以上※	※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はﾓﾙﾀﾙ等の土留め構造の内径にて測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基　準　高　▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 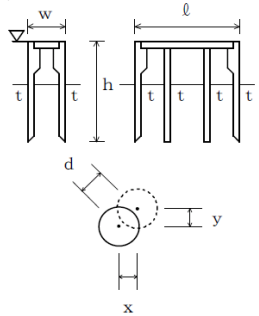	
						ケーソンの長さℓ	−50			
						ケーソンの幅　w	−50			
						ケーソンの高さh	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏　心　量　d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基　準　高　▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 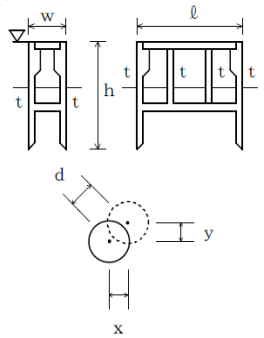	
						ケーソンの長さℓ	−50			
						ケーソンの幅　w	−50			
						ケーソンの高さh	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏　心　量　d	300以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基　準　高　▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 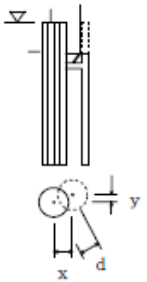	
						根　入　長	設計値以上			
						偏　心　量　d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	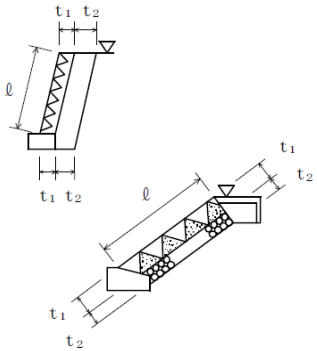	
						法長ℓ　ℓ＜３ｍ	－50			
						法長ℓ　ℓ≧３ｍ	－100			
						厚さ（ブロック積張）t_1	－50			
						厚さ（裏込）t_2	－50			
						延　　長　Ｌ	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	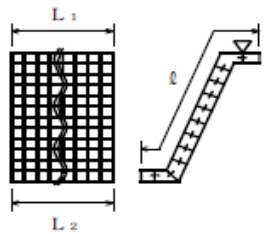	
						法　　長ℓ	－100			
						延長　L_1，L_2	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	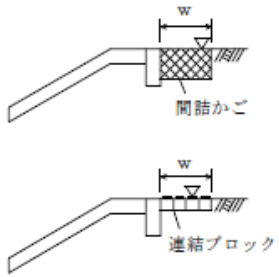	
						幅　　w	−100			
						延　　長　L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	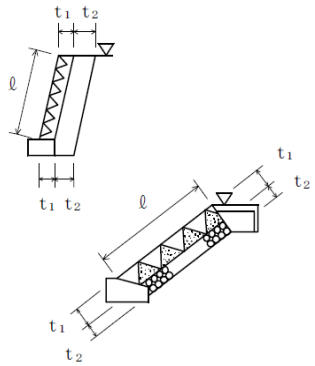	
						法長ℓ　ℓ＜３m	−50			
						法長ℓ　ℓ≧３m	−100			
						厚さ（ブロック）t_1	−50			
						厚さ（裏込）　t_2	−50			
						延　　長　L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基　準　高　▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	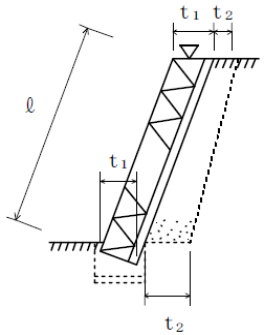	
						法長ℓ　ℓ＜３m	−50			
						法長ℓ　ℓ≧３m	−100			
						厚さ（石積・張）t_1	−50			
						厚さ（裏込）　t_2	−50			
						延　　長　L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t 未満 厚さは、個々の測定値が10 個に9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t 未満 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2 以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工	厚　さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、厚さは、500㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50ｔ以上の場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
共通編	3 土木工事共	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2 以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2 以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2 以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t 未満 厚さは、個々の測定値が10 個に9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2 以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工 （表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が2,000m2 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t 未満 厚さは、個々の測定値が10 個に9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ （σ）2.4mm以下 直読式 （足付き） （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2 以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	―		3m プロフィルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50ｔ以上の場合が該当する。	
						厚　　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50ｔ以上の場合が該当する。	
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜ が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－５	－７	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工（表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3 mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	—		3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50ｔ以上の場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 小規模未満（200㎡未満）の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。	
						厚　　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚　さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50ｔ以上の場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 小規模未満（200㎡未満）の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。	
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標較差	-20	-26	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 （表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	—		3m プロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工（路盤工）	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長 40m毎に１箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に１箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m毎に１箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚　さ	t＜15cm	−30	−10				
							t≧15cm	−45	−15				
						幅	−100		—				

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は測
定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="5">3
土木工事共通編</td><td rowspan="5">2
一般施工</td><td rowspan="5">6
一般舗装工</td><td rowspan="5">10</td><td rowspan="5">2</td><td rowspan="5">透水性舗装工
（路盤工）
（面管理の場合）</td><td rowspan="2">基準高▽</td><td>t≧
15cm</td><td>＋90
－70</td><td colspan="2">＋50
－10</td><td rowspan="5">１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。
３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。
４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。
※歩道舗装に適用する</td><td rowspan="5">工事規模の考え方
中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>t≧
15cm</td><td>±90</td><td colspan="2">＋50
－10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">厚　さ</td><td>t＜
15cm</td><td>＋90
－70</td><td colspan="2">＋50
－10</td></tr>
<tr><td>t≧
15cm</td><td>±90</td><td colspan="2">＋50
－10</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工（表層工）	厚　さ	−9		−3		幅は、片側延長40m 毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長100m 毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3		1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、厚さは、500㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、500ｔ以上の場合が該当する。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、合材の使用量が同一配合で50ｔ以上の場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 小規模未満（200㎡未満）の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。	
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工（表層工）	厚　さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下				

単位：mm

<table>
<tr><th rowspan="3">編</th><th rowspan="3">章</th><th rowspan="3">節</th><th rowspan="3">条</th><th rowspan="3">枝番</th><th rowspan="3">工　　種</th><th rowspan="3">測定項目</th><th colspan="4">規　格　値</th><th rowspan="3">測　定　基　準</th><th rowspan="3">測　定　箇　所</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="2">個々の測定値
（X）</th><th colspan="2">10個の測定値
の平均(X_{10})
*面管理の場合は測
定値の平均</th></tr>
<tr><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th><th>中規模
以上</th><th>小規模
以下</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3
土木工事共通編</td><td rowspan="3">2
一般施工</td><td rowspan="3">6
一般舗装工</td><td rowspan="3">11</td><td rowspan="3">6</td><td rowspan="3">グースアスファルト
舗装工
（表層工）
（面管理の場合）</td><td>厚さあるいは標高較差</td><td>-17</td><td>-20</td><td>-2</td><td>-3</td><td rowspan="3">１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。
３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。
４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。</td><td rowspan="3">工事規模の考え方中
規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>平 坦 性</td><td colspan="2">―</td><td colspan="2">3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ
（σ）2.4mm以下
直読式(足付き)
（σ）1.75mm以下</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚　さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。厚さは、個々の測定値が10 個に9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、厚さは、500㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚　さ	－9	－12	－3		幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚　さ	—10		−3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 小規模未満（200㎡未満）の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	—25		—				
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	—		3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工（面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋40 －15	1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋40 －15			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚　さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、厚さは、500㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚　さ	－9	－12	－3		幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、厚さは、500㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚　さ	−15		−4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長40m毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	−35		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下。				
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	—		3m プロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長40m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、厚さは、500㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値				測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	－15	－20	－5		幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、厚さは、500㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	厚　さ	－9	－12	－3		幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、厚さは、500㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長20m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線100m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に１ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000　㎡未満。厚さは、個々の測定値が10　個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10　個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 中規模以上	規格値 10個の測定値の平均(X_{10}) *面管理の場合は測定値の平均 小規模以下	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000 ㎡未満。厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰） 安定処理工	厚　さ	−25	−30	−8		幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、一層あたりの施工面積が200㎡以上2,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚　さ	−15	−20	−5		幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚　さ	−9	−12	−3		幅は、延長 40m毎に1箇所の割とし、厚さは、500㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	−25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{x}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚　さ　t	－7	－2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	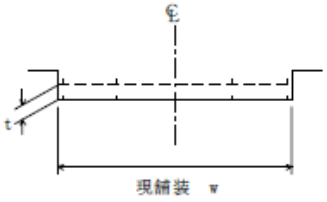	
						幅　　w	－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さｔのみ	厚さ　t （標高較差）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	１．施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔ　または標高較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。	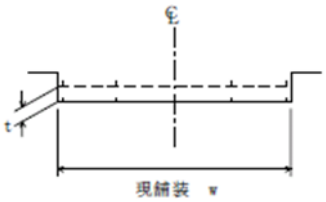	
						幅　　w	－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅　w	－50	各層毎１箇所／１施工箇所	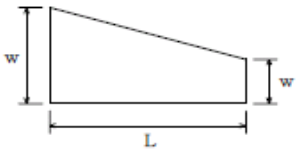	
							延長Ｌ	－100			
							厚さｔ	該当工種			
						舗設工	幅　w	－25			
							延長Ｌ	－100			
							厚さｔ	該当工種			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚　さ　t	－9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、延長20m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	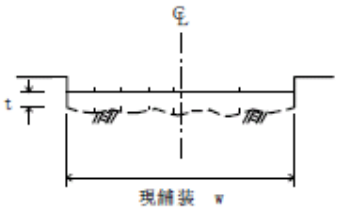	
						幅　　w	－25				
						延　長　L	－100				
						平 坦 性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	測定値の平均（$\bar{x}$）			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高　▽	±50	延長20m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長L を確認（実測は不要）。	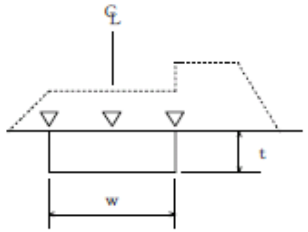	
						施工厚さ　t	−50			
						幅　　w	−100			
						延　長　L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高　▽	±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	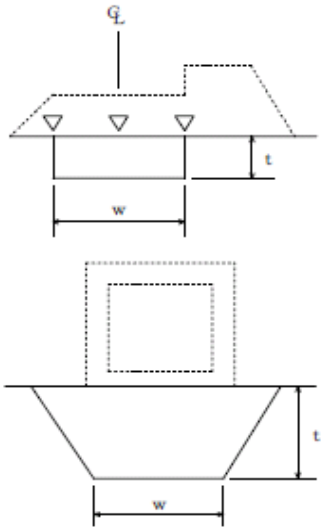	
						置換厚さ　t	−50			
						幅　　w	−100			
						延　長　L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	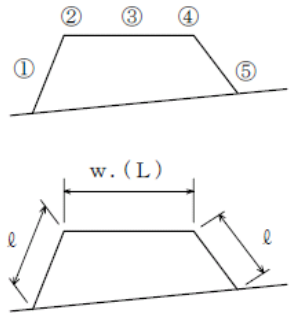	
						法長 ℓ	−500	W.（L）は施工延長40mにつき１箇所、40m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端幅 w	−300			
						天端延長 L	−500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	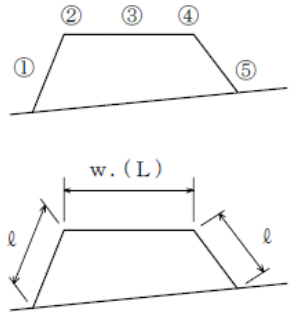	
						法長 ℓ	−500			
						天端幅 w	−300	「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理・中層地盤改良工事編）（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長 L	−500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長40mにつき１箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	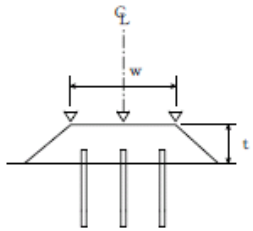	
						厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	加工厚さ　t	－50	施工延長 40mにつき１箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	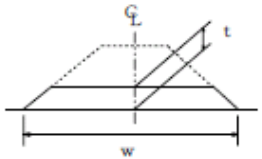	
						幅　　w	－100			
						延　長　L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔w	±100	20本に１箇所。 20本以下は２箇所測定。１箇所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	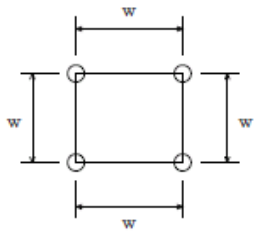	
						杭　　径　D	設計値以上			
						打込長さ　h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	―	全本数 計器管理にかえることができる。	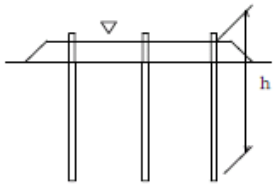 ※余長は、適用除外	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基　準　高　▽	－50	20本に１箇所。 20本以下は２箇所測定。 １箇所に４本測定。	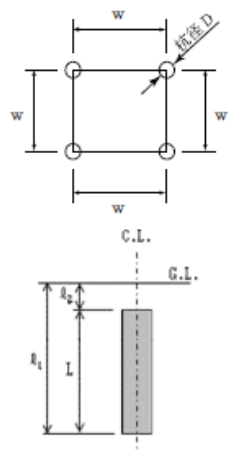	
						位置・間隔w	D/４以内			
						杭　　径　D	設計値以上			
						深　　度　ℓ	設計値以上	全本数 L＝ℓ 1－ℓ 2 ℓ 1 は改良体先端深度 ℓ 2 は改良体天端深度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編）（案）」による管理の場合	基　準　高　▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	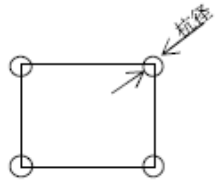 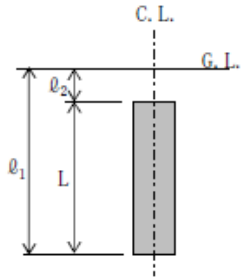	
						位　置	D/８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭　径　D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改　良　長　L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基　準　高　▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m3 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	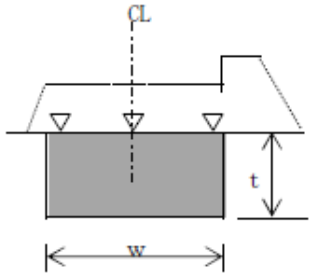	
						位　置	設計値以上			
						杭　径　D	設計値以上			
						改　良　長　L	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基　準　高　▽	±100	基準高は施工延長20mにつき１ヶ所。 延長20m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。（任意仮設は除く）	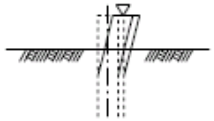	
						根　入　長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削　孔　深　さ　ℓ	設計深さ以上	全数 （任意仮設は除く）	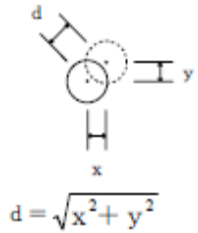	
						配　置　誤　差　d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法　　長　ℓ	－100	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	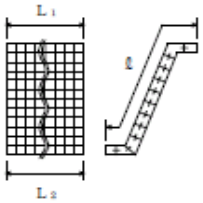	
						延長　L_1　L_2	－200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長20mにつき１ヶ所。 延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。（任意仮設は除く）	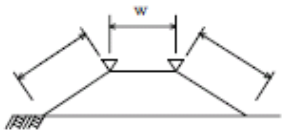	
						天端幅 w	－100			
						法長 ℓ	－100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長20mにつき１ヶ所。 延長20m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。（任意仮設は除く）		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長20mにつき１ヶ所。 延長20m以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長10mにつき１ヶ所。延長10m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	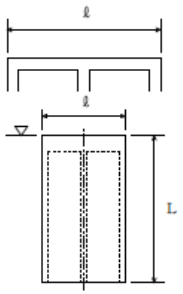	
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位	300			
						壁体長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長20mにつき１ヶ所。 延長20m以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長10mにつき１ヶ所。延長10m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	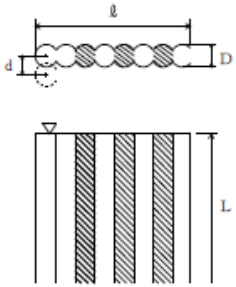	D：杭径
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位	D/4以内			
						壁体長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工　共通	1	1	鋳造費 （金属支承工）	ボルト孔 上下部構造物との接合用	孔の直径差		＋2 －0	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5）組立て後に測定		
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000mm	±1			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								＞1000mm	±1.5			
						アンカーボルト アンカーバー用孔（鋳放し）	ドリル加工孔	≦100mm	＋3 －1			
								＞100mm	＋4 －2			
							孔の中心距離 ※1		JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス ※5	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13			
						※4 全移動量ℓ	ℓ≦300mm		±2			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						H 組立絶対高さ	上、下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±3			
								H＞300mm	(H/200+3)小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2）、※3）		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法 ※2）		JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費 （大型ゴム支承工）	幅w 長さL 直径D	w，L，D≦500	0～＋5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差	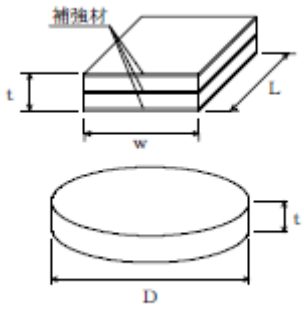	
							500＜w，L，D≦1500mm	0～＋1％			
							1500＜w，L，D	0～＋15			
						厚さt	t≦20mm	±0.5			
							20＜t≦160	±2.5%			
							160＜t	±4			
						相対誤差	w，L，D≦1000mm	1			
							1000mm＜w，L，D	(w，L，D)／1000			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h（m）		±2……h≦0.5 ±3……0.5＜h≦1.0 ±4……1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	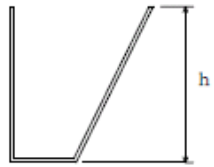	
						外周長L（m）		±(10+L/10)			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準		測　定　箇　所	摘　要
									鋼げた等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高　h（m） 腹板間隔b′（m）	±２…… w≦0.5 ±３…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2) 2.0＜w	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。		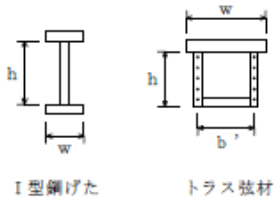	
							板の平面度δ（mm） 鋼げた及びトラス等の部材の腹板	h／250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		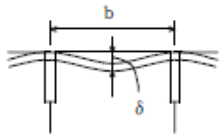	
							板の平面度δ（mm） 箱げた及びトラス等のフランジ 鋼床版のデッキプレート	b／150				
							フランジの直角度 δ（mm）	w／200			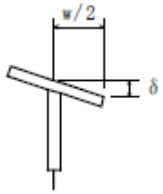	
							部材長ℓ（m） 鋼げた	±３…… ℓ≦10 ±４…… ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		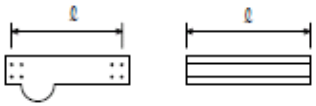	
							部材長ℓ（m） トラス、アーチなど	±２…… ℓ≦10 ±３…… ℓ＞10				
							圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）	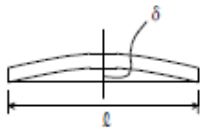	
						※規格値のw,ℓに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，w，ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準		測　定　箇　所	摘　要
									鋼げた等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長、支間長 L（m）	±(10+L/10)	各桁毎に全数測定。		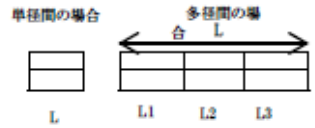	
							主げた、主構の中心間距離 B（m）	±４……B≦２ ±(3+B/2) ……B＞２	各支点及び各支間中央付近を測定。		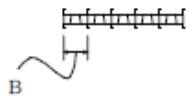	
							主構の組立高さ h（m）	±５……h≦５ ±(2.5+h/2) ……h＞５	—	両端部及び中心部を測定。	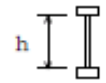	
							主げた、主構の通り δ（mm）	5+L/5…… L≦100 25……L＞100	最も外側の主げた又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）		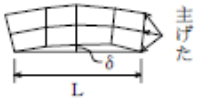	
							主げた、主構のそり δ（mm）	-5～+5……L≦20 -5～+10…… 20＜L≦40 -5～+15…… 40＜L≦80 -5～+25…… 80＜L≦200	各主げたについて10～12m間隔を測定。 L：主げたの支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	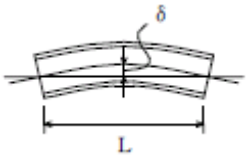	
							主げた、主構の橋端における出入差 δ（mm）	設計値±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		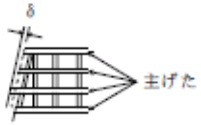	
							主げた、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主げたの高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）	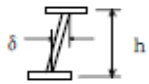	
							現場継手部のすき間 δ_1，δ_2（mm）	設計値±５	主げた、主構の全継手数の１／２を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの設計値が5mm以下の場合は、マイナスを認めない。		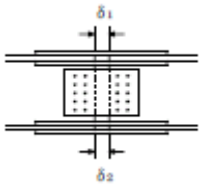	
						※規格値のL，B，h　に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値はmm単位の数値とする。						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高　h（m） 腹板間隔　b′（m）	±２…… w≦0.5 ±３…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2) 2.0＜w	主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。	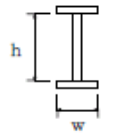 I型鋼げた	
							板の平面度δ（mm）：鋼げた等の部材の腹板	h／250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）	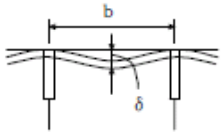	
							板の平面度δ（mm）：箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度δ（mm）	w／200		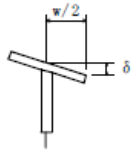	
							部材長ℓ（m）：鋼げた	±３…ℓ≦10 ±４…ℓ＞10	主要部材全数を測定。	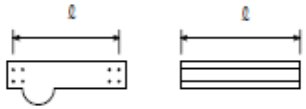	

※規格値のw,ℓに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定		
						堤　長 L	±30			
						堤　長 ℓ	±10			
						堤　幅 W	±30			
						堤　幅 w	±10			
						高　さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/0.5			
						（次項に続く）				

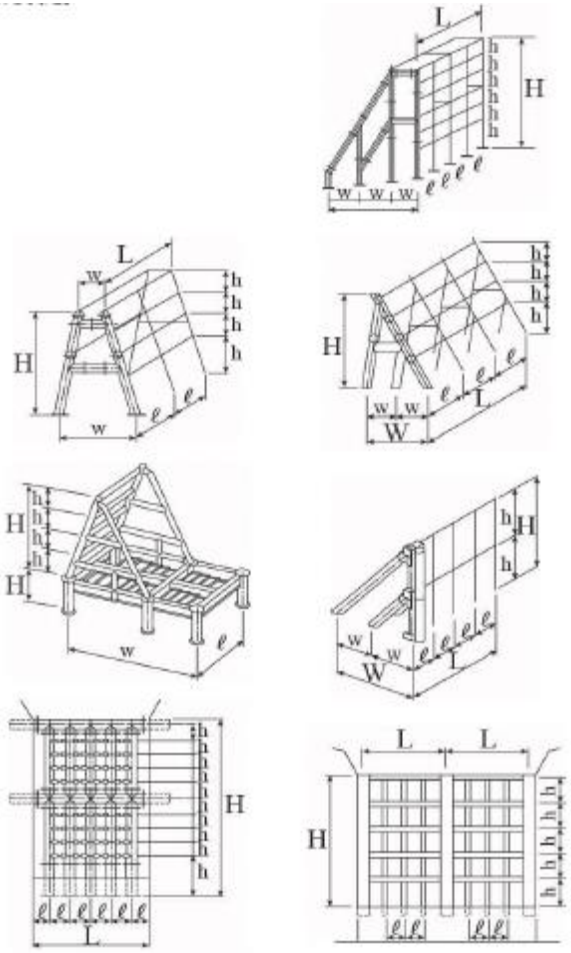

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工　共通	3	3				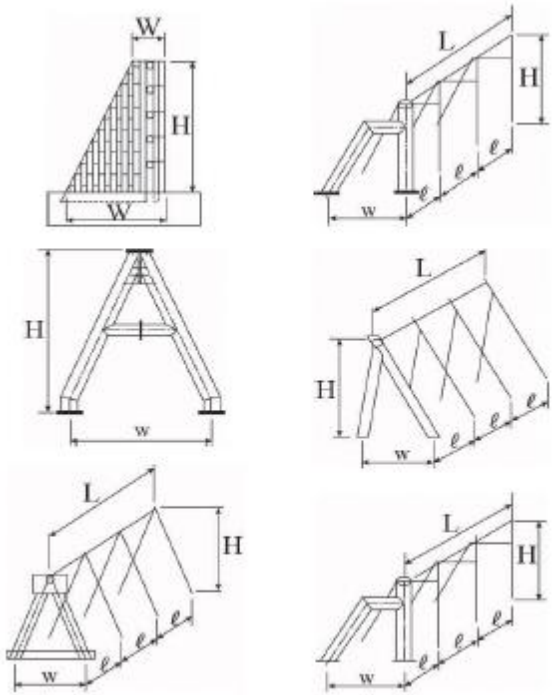		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３…ℓ≦10 ±４…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長ｗ（m）	0～＋30	製品全数を測定。	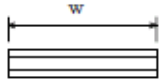	
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1（mm）	設　計　値 ±４	両端及び中央部付近を測定。	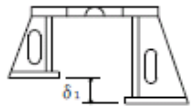 （実測値） δ_2	
							フィンガーの食い違い δ_2（mm）	±２			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３……ℓ≦10 ±４……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３……ℓ≦10 ±４……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1（mm）	b／500	軸心上全数測定。	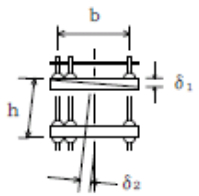	
							鉛直度 δ_2（mm）	h／500			
							高さ　h（mm）	±5			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高　h（m）	±2…w≦0.5 ±3…0.5＜w≦1.0 ±4…1.0＜w≦2.0 ±（3＋w／2）…2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	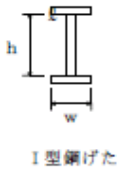	
							フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。	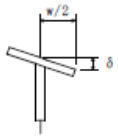	
							部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	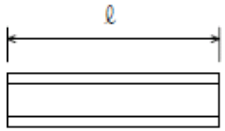	
						仮組立時	主げたのそり	－5～＋5…L≦20 －5～＋10…20＜L≦40	各主げたについて10～12m間隔を測定。	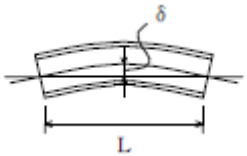	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３…ℓ≦10 ±４…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗　膜　厚		ａ．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90％以上。 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	工場塗装終了時に測定。ただし、工場で上塗りまで塗装する場合は、下塗り終了時と上塗り終了時に測定。なお、鋼道路橋塗装・防食便覧でいうＣ塗装系の場合は、無機ジンクリッチペイントの塗布後にも測定。 １ロットの大きさは、500㎡とする。 １ロット当たり測定数は 25 点とし、各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200m2 に満たない場合は10m2 ごとに1 点とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長L （m） 支間長Ln（m）	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各けた毎に全数測定。	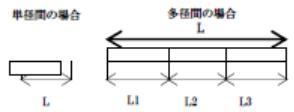	
						通　り	±(10+L/5)	L：主げた・主構の支間長(m)	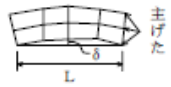	
						そ　り	±(25+L/2)	主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)	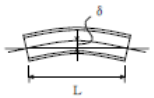	
						※主げた、主構の中心間距離B(m)	±4…B≦2 ±(3+B/2)…B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。	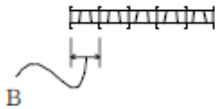	
						※主げたの橋端における出入差δ（mm）	設計値　±10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。	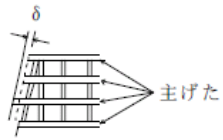	
						※主げた、主構の鉛直度δ（mm）	3+h/1,000	各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)	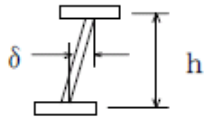	
						※現場継手部のすき間δ_1，δ_2（mm）	設計値　±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mm とする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	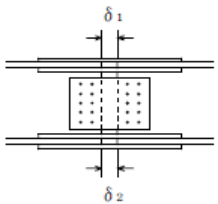	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL，Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全　長・支　間		—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ　　り		—	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工　共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ＜５ｍ	－200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						盛土法長ℓ	ℓ＜５ｍ	－100			
							ℓ≧５ｍ	法長の－２％			
						延　　長　Ｌ		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ	ℓ＜５ｍ	－200	施工延長40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧５ｍ	法長の－４％			
						厚さｔ	ｔ＜５㎝	－10	施工面積100㎡につき１箇所、面積100㎡以下のものは、１施工箇所につき２箇所。 検査孔により測定。		
							ｔ≧５㎝	－20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延　　長　Ｌ		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（ 土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ	ℓ＜３ｍ	－50	施工延長40ｍにつき１ヶ所、40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	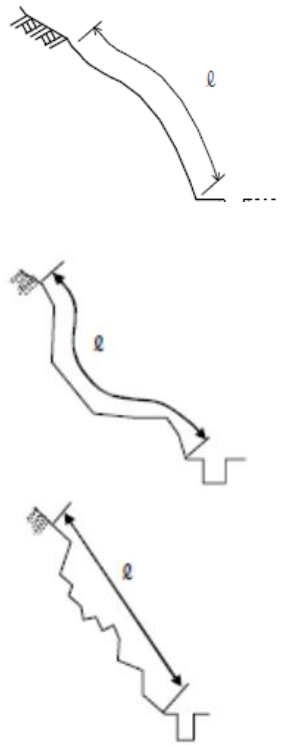	
							ℓ≧３ｍ	－100			
						厚さｔ	ｔ＜５cm	－10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は、２ヶ所をせん孔により測定。		
							ｔ≧５cm	－20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延　　長　Ｌ		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	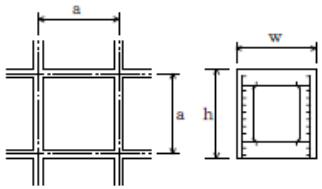	曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅　　w		－30	枠延延長100mにつき１ヶ所、枠延延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高　さ　h		－30			
						吹付枠中心間隔 a		±100			
						延　長　L		－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
							ℓ≧10m	－200			
						延　長　L		－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ　ℓ		設計値以上	全数（任意仮設は除く）	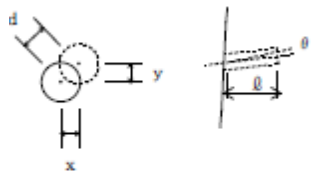 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	
						配置誤差　d		100			
						せん孔方向　θ		±2.5度			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基　準　高　▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	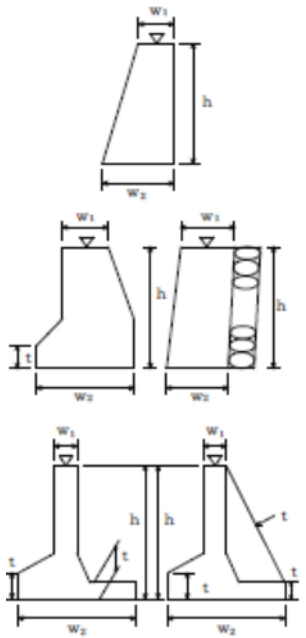	
						厚　　さ　t		−20			
						裏　込　厚　さ		−50			
						幅　　w_1，w_2		−30			
						高さh	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			
						延　　長　L		−200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基　準　高　▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	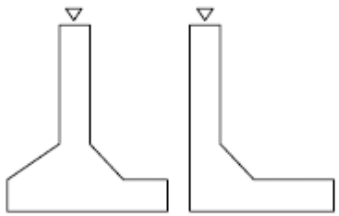	
						延　　長　L		−200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基　準　高　▽		±30	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	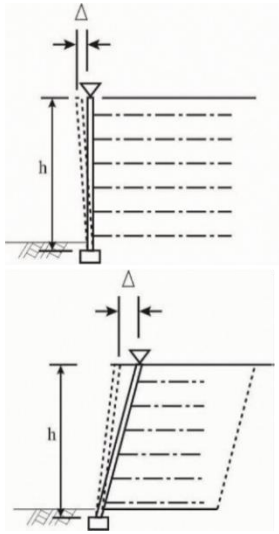	
						高さh	h＜３ｍ	－50			
							h≧３ｍ	－100			
						鉛　直　度　△		±0.03hかつ±300以内			
						控　え　長　さ		設計値以上			
						延　　長　　L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基　準　高　▽		±50	施工延長20ｍにつき１ヶ所、延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	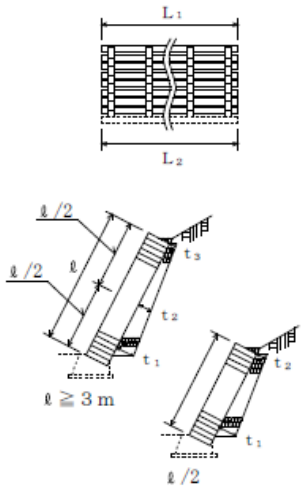	
						法長ℓ	高さｈ＜３ｍ	－50			
							高さｈ≧３ｍ	－100			
						厚さ t_1，t_2，t_3		－50			
						延　　長　L_1，L_2		－200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値 上限	規格値 下限	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	＋200	－ 800	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	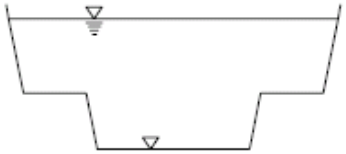	
								500ps	＋200	－1000			
								1000ps	＋200	－1200			
							ディーゼル船	250ps	＋200	－ 800			
								420ps 600ps	＋200	－1000			
								1350ps	＋200	－1200			
						幅			－200				
						延　長			－200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （グラブ船） （バックホウ浚渫船）	基　準　高　▽			＋200以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	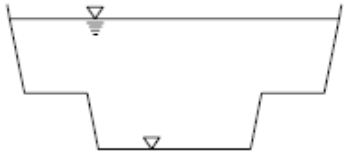	
						幅			－200				
						延　長			－200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）				平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴ﾃﾞｰﾀを用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜ が含まれている。 ３．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						標高較差			0 以下	+400 以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基　準　高　▽	±20	基準高は、１径間当たり２箇所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３箇所、厚さは型枠設置時におおむね10 ㎡に１箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅　　w	0～＋30			
						厚　　さ　t	－10～＋20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１箇所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄　筋　間　隔	±20	１径間当たり３箇所（両端及び中央）測定。 １箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅　　w	－30	各格子間の中央部１箇所を測定。	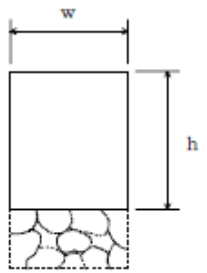	
						高　　さ　h	－30			
6 河川編	1 築堤護岸工	10 水制工	8		杭出し水制工	基　準　高　▽	±50	１組毎	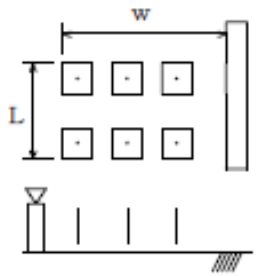	
						幅　　w	±300			
						方　　向	± 7°			
						延　　長　L	－200			
6 河川編	1 築堤護岸工	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に１箇所。	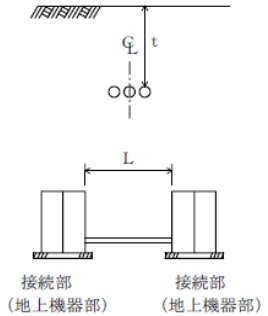	
						延長　L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 河川編	1 築堤護岸工	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高　▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合	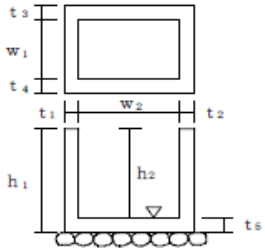	
						※厚さ　t_1～t_5	-20			
						※幅　w_1, w_2	-30			
						※高さ　h, h_2	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基　準　高　▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	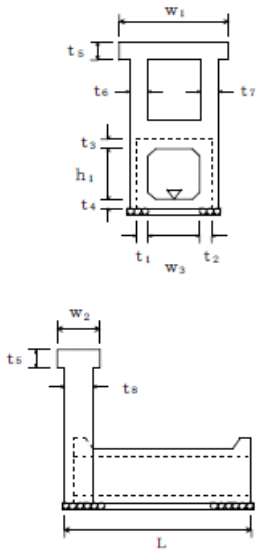	
						厚さ　t_1～t_8	−20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅　w_1, w_2	−30			
						内空幅　w_3	−30			
						内空高　w_1	±30			
						延　　長　L	−200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基　準　高　▽	±30	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	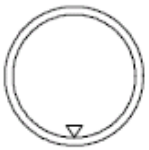	
						延　　長　L	−200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基　準　高　▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。	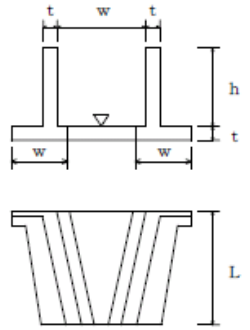	
						厚　さ　t		−20			
						幅　w		−30			
						高　さ　h		±30			
						延　長　L		−50			
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基　準　高　▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚　さ　t		−20			
						幅　w		−30			
						高　さ　h		±30			
						延　長　L		−50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基　準　高　▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚　さ　t		−20			
						幅　w		−30			
						高　さ　h		±30			
						延　長　L		−50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基　準　高　▽		±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	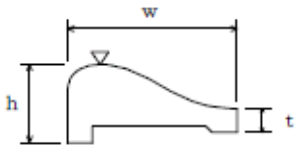	
						厚　さ　t		−20			
						幅　w		−30			
						高　さ　h		±30			
						堰長 L	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基　準　高　▽	±30	施工延長20mにつき１ヶ所、20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。（なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による）	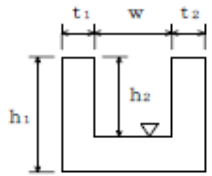	
						厚さ　t_1，t_2	−20			
						幅　　w	−30			
						高さ　h_1，h_2	−30			
						延　　長　L	−200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	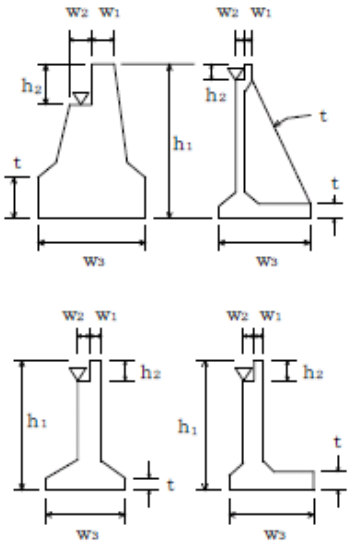	
						厚　　さ　t	−20			
						天　端　幅　w_1（橋軸方向）	−10			
						天　端　幅　w_2（橋軸方向）	−10			
						敷　　幅　w_3（橋軸方向）	−50			
						高　　さ　h_1	−50			
						胸壁の高さ　h_2	−30			
						天　端　長　ℓ_1	−50			
						敷　　長　ℓ_2	−50			
						胸壁間距離　ℓ	±30			
						支　点　長　及　び　中心線の変　化	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	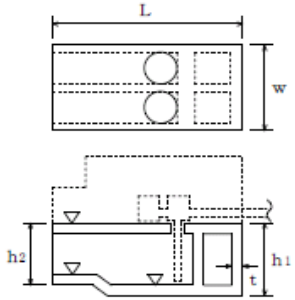	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	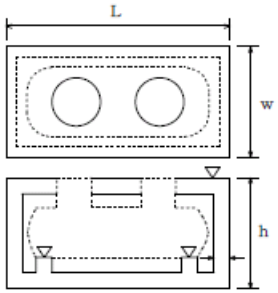	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	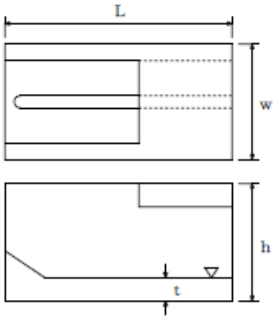	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基　準　高　▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	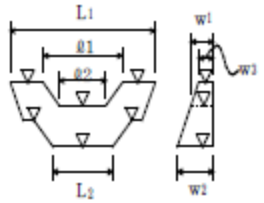	
						天　端　幅　w_1	−30			
						堤　　幅　w_2	−30			
						堤　長　L_1，L_2	−100			
						水通し幅ℓ_1，ℓ_2	±50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基　準　高　▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	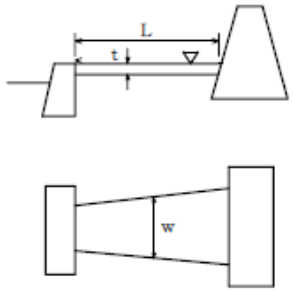	
						厚　　さ　t	−30			
						幅　　w	−100			
						延　　長　L	−100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基　準　高　▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	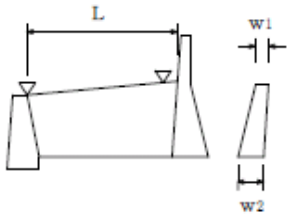	
						天　端　幅　w_1	−30			
						堤　　幅　w_2	−30			
						長　　さ　L	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	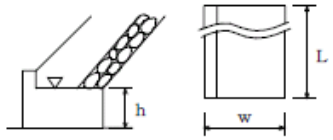	
						幅 w	−30			
						高さ h	−30			
						延長 L	−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	ブロック個数20 個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	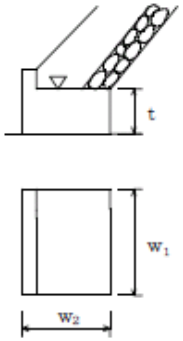	
						ブロック厚 t	−20			
						ブロック縦幅w_1 ブロック横幅w_2	−20 −20			
						延長 L	−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	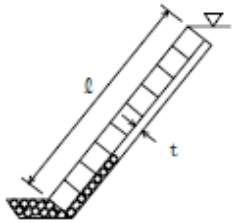	
						法長ℓ　ℓ＜５m	−100			
						法長ℓ　ℓ≧５m	ℓ×（−２％）			
						厚さ t	−50			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基　準　高　▽		±50	施工延長20mにつき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	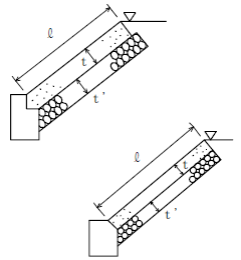	
						法長ℓ	ℓ＜３ｍ	－50			
							ℓ≧３ｍ	－100			
						厚さｔ	ｔ＜100	－20			
							ｔ≧100	－30			
						裏　込　材　厚　ｔ’		－50			
						延　　長　Ｌ		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基　準　高　▽		±50	施工延長20m につき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	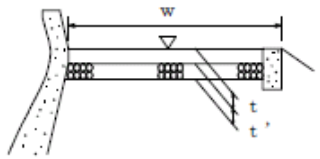	
						幅　　ｗ		－50			
						厚　　さ　ｔ		－10			
						基　礎　厚　ｔ’		－45			
						延　　長　　Ｌ		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基　準　高　▽		±50	施工延長20m につき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	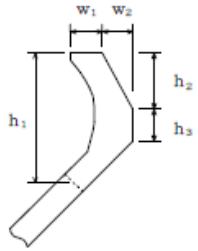	
						幅　　w_1，w_2		－30			
						高さ　ｈ＜３ｍ h_1，h_2，h_3		－50			
						高さ　ｈ≧３ｍ h_1，h_2，h_3		－100			
						延　　長　Ｌ		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	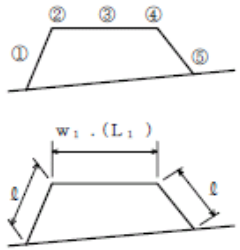	
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長20m につき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w			−300	施工延長20m につき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	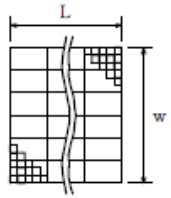	
						延長 L			−500			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	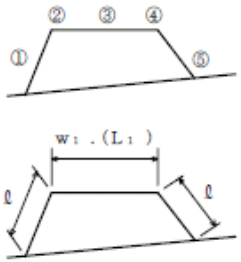	
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長20m につき１ヶ所、延長20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	（層積）ブロック規格26ｔ未満	±300	施工延長20m につき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。延長は、センターラインで行う。	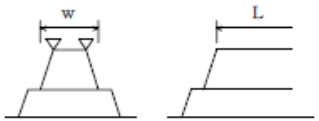	
							（層積）ブロック規格26ｔ以上	±500			
							（乱　　積）	±ブロックの高さの１／２			
						天端幅 w		－ブロックの高さの１／２			
						天端延長 L		－ブロックの高さの１／２			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	基準高▽		±50	施工延長20m につき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	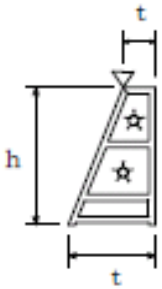	
						厚さ t		－50			
						高さ h	h＜３ｍ	－50			
							h≧３ｍ	－100			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽		±30	施工延長20m につき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	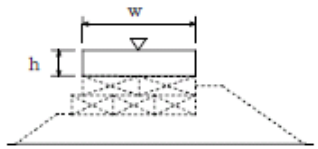	
						幅 w		－30			
						高さ h		－30			
						延長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 （ケーソン工製作）	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部１箇所	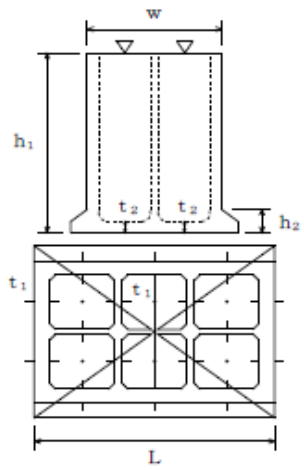	
							コンクリート	±50			
						壁厚 t_1		±10	底版完成時、各壁１箇所		
						幅 w		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1		＋30，－10	完成時、四隅		
						長さ L		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2		＋30，－10	底版完成時、各室中央部１箇所		
						フーチング高さ h_2		＋30，－10	底版完成時、四隅		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 （ケーソン工据付）	法線に対する出入 １、２		ケーソン重量 2000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端２箇所	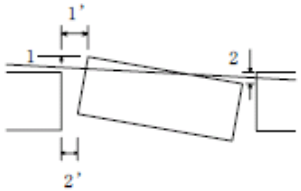	
								ケーソン重量 2000ｔ以上 ±150			
						据付目地間隔 １’、２’		ケーソン重量 2000ｔ未満 100以下	据付完了後、天端２箇所		
								ケーソン重量 2000ｔ以上 200以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	１室につき１箇所（中心）	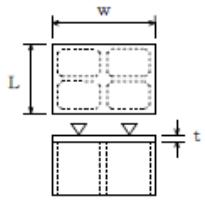	
							水中	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁　厚　t	±10	型枠取外し後全数	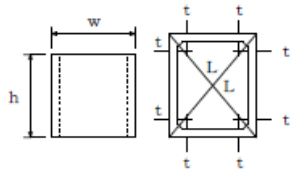	
						幅　w	＋20，－10			
						高　さ　h	＋20，－10			
						長　さ　L	＋20，－10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入　1、2	±50	据付後ブロック１個に２箇所（各段毎）	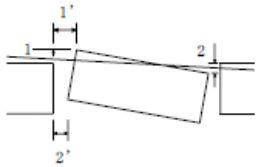	
						隣接ブロックとの間隔1'、2'	50以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽　陸　上	±30	１室につき１箇所（中心）	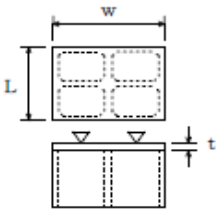	
						基準高▽　水　中	±50			
						厚　さ　t	± 30			
						幅　w	± 30			
						長　さ　L	± 30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽　異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。		
						基準高▽　異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法　長　ℓ	－100	幅は施工延長20m につき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天　端　幅　w	－100			
						天　端　延　長　L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層　積	±300	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。	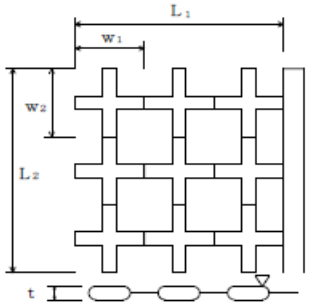	
							乱　積	±ｔ／2			
						厚　さ　t		−20	幅、厚さは 40個につき１箇所測定。		
						幅 w_1 w_2	層　積	−20			
							乱　積	−ｔ／2			
						延長 L_1 L_2	層　積	−200	１施工箇所毎		
							乱　積	−ｔ／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高 ▽	層　積	±300	施工延長20m につき１ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	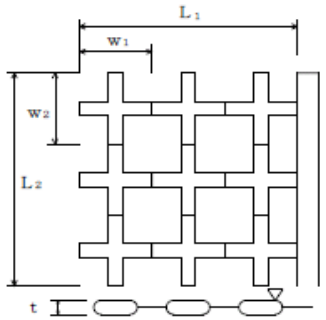	
							乱　積	±ｔ／2			
						厚　さ　t		−20	幅、厚さは20 個につき１ヶ所測定。		
						幅　w_1，w_2		−20			
						延長　L_1，L_2		−200			
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高 ▽	本　均　し	±50	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	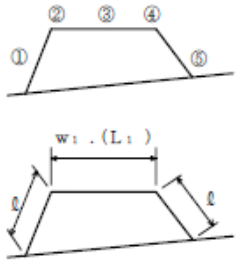	
							荒均し　異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
							荒均し　異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し　異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
							被覆均し　異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法　長　ℓ		−100	幅は施工延長 20mにつき１箇所、延長20m以下のものは１施工箇所につき２箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天　端　幅　w_1		−100			
						天　端　延　長　L_1		−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…… ℓ≦10 ±4…… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基　準　高　▽		±30	図面の表示箇所で測定。	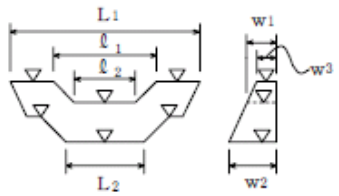	
						天端部　w_1，w_3 堤　幅　　w_2		−30			
						水通しの幅$\ell_1\ell_2$		±50			
						堤　長　L_1，L_2		−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基　準　高　▽		±30	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	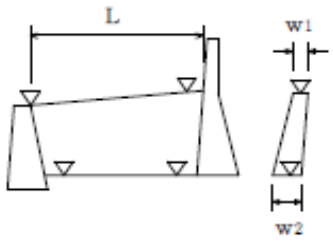	
						幅　　w_1，w_2		−30			
						長　　さ　L		−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	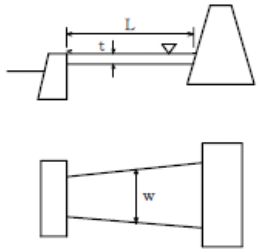	
						幅	w	−100			
						厚さ	t	−30			
						延長	L	−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	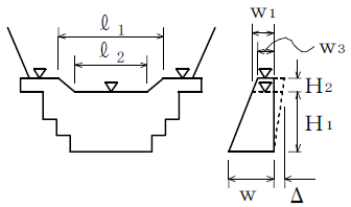	
							長さ ℓ	±100			
							幅 w_1, w_3	±50			
							下流側倒れ ⊿	±0.02H			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ ⊿	±0.02H			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）	堤長Ｌ	±50	図面の寸法表示箇所で測定		
						堤長ℓ	±10			
						堤幅Ｗ	±30			
						堤幅ｗ	±10			
						高さＨ	±10			
						高さh	±10			
					（次頁に続く）					

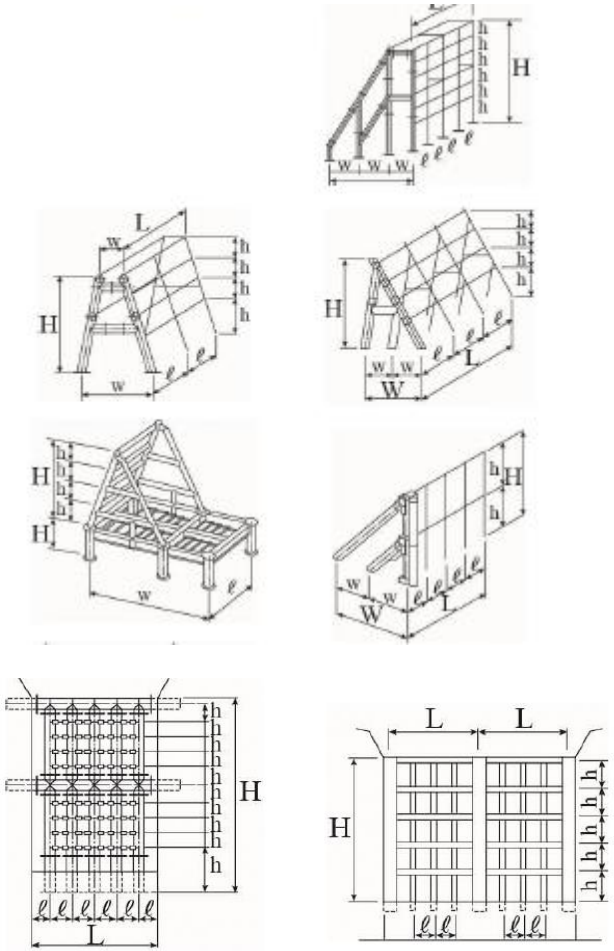

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	5	2				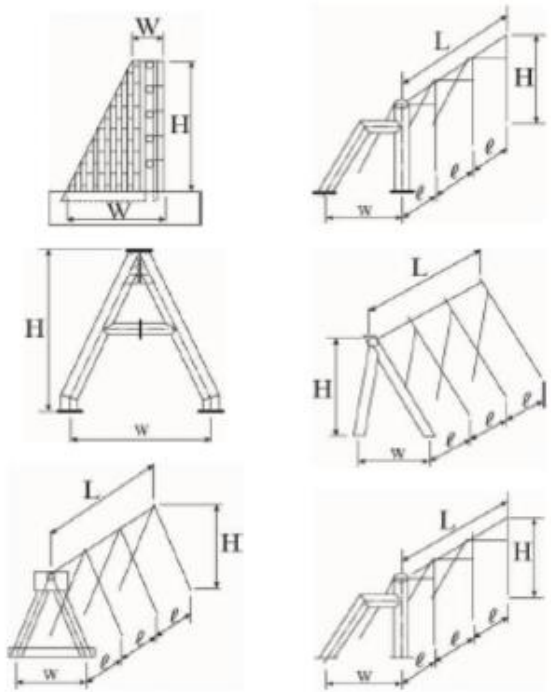		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤　高 ▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	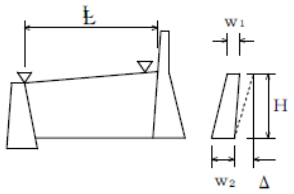	
						長　さ L	±100			
						幅 w_1, w_2	±50			
						下流側倒れ ⊿	±0.02H			
						高さh　h＜3m	−50			
						高さh　h≧3m	−100			
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。	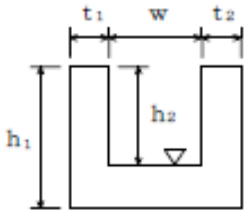	
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						厚さ t_1, t_2	−20			
						延　長 L	−200			
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4			基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）	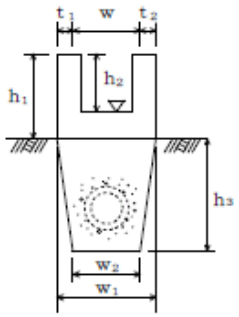	
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						幅 w_1, w_2	−50			
						高さ h_1, h_2	−30			
						深　さ h_3	−30			
						延　長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削　孔　深　さ　ℓ	設計値以上	全数	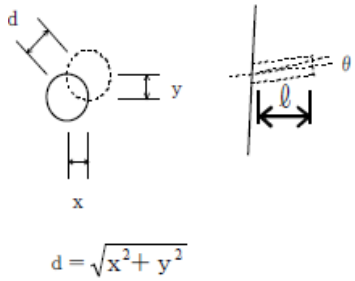	
						配　置　誤　差　d	100			
						せん孔方向　θ	±2.5度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基　準　高　▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	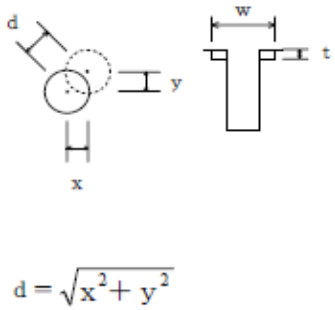	
						偏　心　量　d	150			
						長　　さ　L	－100			
						巻　立　て　幅　w	－50			
						巻立て厚さ　t	－30			
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基　準　高　▽	±50	全数測定。		
						偏　心　量　d	D/4以内 かつ100以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（本体）	天　端　高　▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて５リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、５リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	 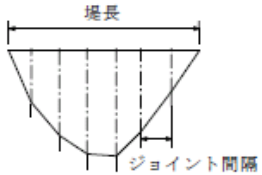 (注)1．ｊ：ジョイント	
						天　端　幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ　フ　ト　高	±50			
						堤　　幅	−30，＋50			
						堤　　長	−100			
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（水叩）	天　端　高　▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	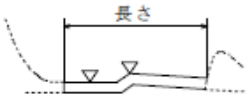 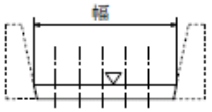 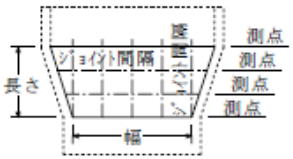	
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長　　さ	−100，＋60			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（副ダム）	天　端　高　▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて３リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、３リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	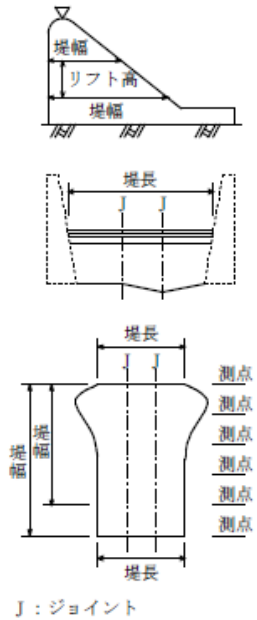	
						ジョイント間隔	±30			
						リ　フ　ト　高	±50			
						堤　　幅	−30，＋50			
						堤　　長	±40			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工（導流壁）	天　端　高　▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて３リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	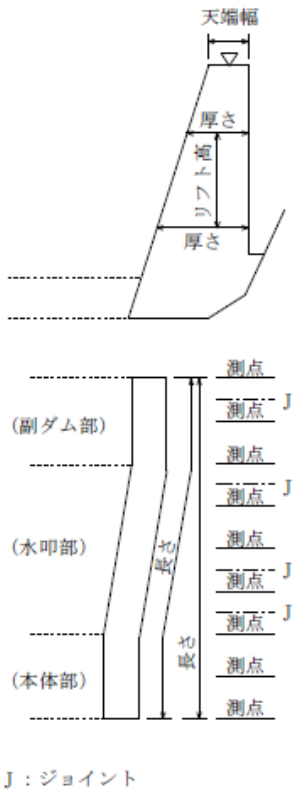	
						ジョイント間隔	±20			
						リ　フ　ト　高	±50			
						長　　さ	±100			
						厚　　さ	±20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基　準　高　▽	－0	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外　側　境　界　線	－0，＋500			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基　準　高　▽	－0	各測点について５層毎に測定。		
						外　側　境　界　線	－0，＋1000			
						盛　　立　　幅	－0，＋1000			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基　準　高　▽	－100	各測点について盛立５ｍ毎に測定。		
						外　側　境　界　線	－0，＋2000			

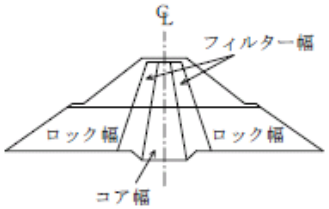

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム （洪水吐）	基　準　高　▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．1回／1施工箇所	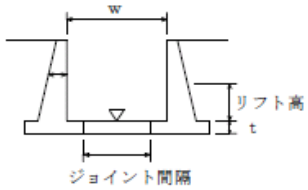	
						ジョイント間隔	±30			
						厚　　さ　t	±20			
						幅　　w	±40			
						リ　フ　ト　高　さ	±20			
						長　　さ　L	±100			
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深　　度　L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。	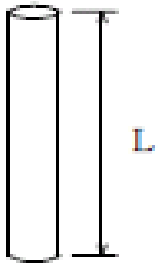	
						配　置　誤　差	100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±３…ℓ≦10 ±４…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	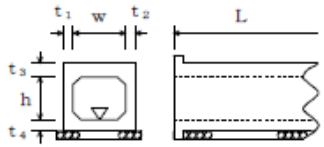	
						厚さ t_1～t_4		−20			
						幅（内法） w		−30			
						高さ h		−30			
						延長L	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w		−200	１施工箇所毎		
						延長 L		−200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h		±30	施工延長20ｍにつき１ヶ所、施工延長20ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	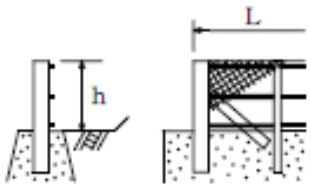	
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
10 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		±30	施工延長20m につき１ヶ所、施工延長20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	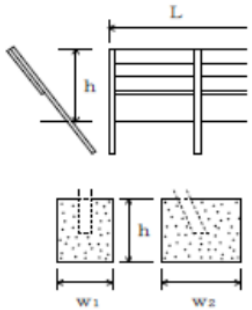	
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	−30	基礎１基毎		
							高さ h	−30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高　さ h		±30	施工延長20m につき１ヶ所、施工延長20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	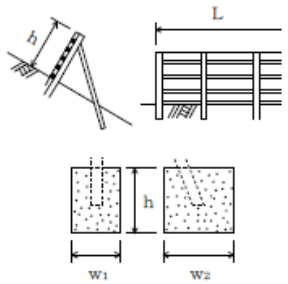	
						延　長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	−30	基礎１基毎		
							高　さ h	−30			
						アンカー長ℓ	打込みℓ	−10%	全数		
							埋込みℓ	−５%			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30	施工延長20m につき１ヶ所、施工延長20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	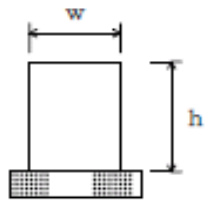	
						高　さ h		−30			
						延　長 L		−200	１施工箇所毎		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間　隔 w	±15	施工延長５スパンにつき１箇所	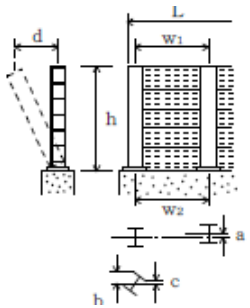	
							ず　れ a	10			
							ねじれ b−c	5			
							倒　れ d	h×0.5%			
						高　さ h		+30, −20			
						延　長 L		−200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以下	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}） 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長20m 毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚　さ	ｔ＜15cm	−30	−10			
							ｔ≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚　さ	－９		－３	幅は、片側延長 40m毎に１箇所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に１箇所コアーを採取して測定。		
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長20m につき１ヶ所、延長20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延　長 L	－200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	１箇所／１踏掛版		
						各部の厚さ	±20	１箇所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１箇所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚　さ	―			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅　w_1，w_2	－30	基礎一基毎	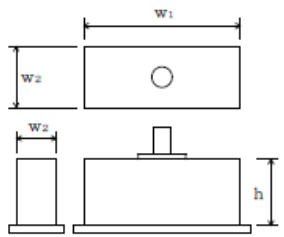	
						高　さ h	－30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ　H	設計値以上	１箇所／１基	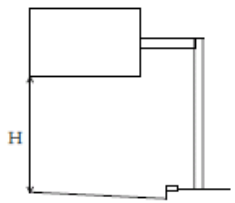	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋　設　深　t	0～＋50	接続部間毎に１箇所	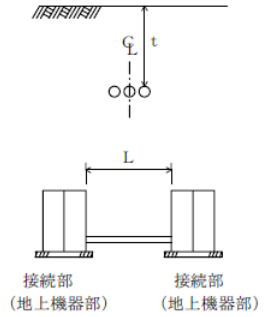	
						延　　長　L	－200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基　準　高　▽	±30	１箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合	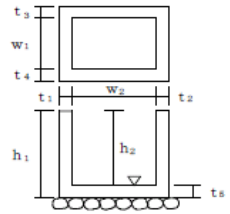	
						※厚さ　t_1～t_5	－20			
						※幅　　w_1，w_2	－30			
						※高さ　h_1，h_2	－30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 （照明柱基礎工）	幅　　w	－30	１箇所／１施工箇所	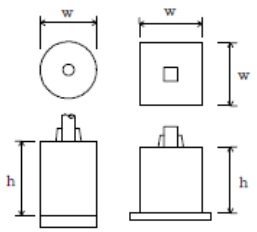	
						高　　さ　h	－30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。	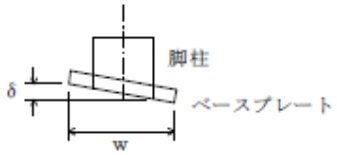	
						部材	ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。	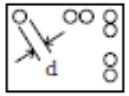	
						部材	ベースプレート	孔の径	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長L（m）		±5… L≦10m ±10… 10＜L≦20m ±（10＋（L－20）/10） …20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定。	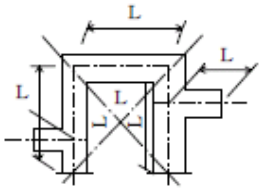	
						仮組立時	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）		L/1,000	各主構の各格点を測定。	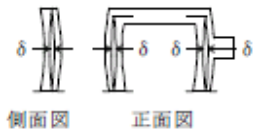	
						仮組立時	柱の鉛直度 δ（mm）		10…H≦10 H…H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）	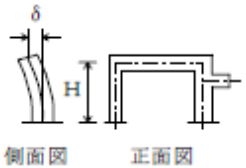	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目		規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基　準　高　▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	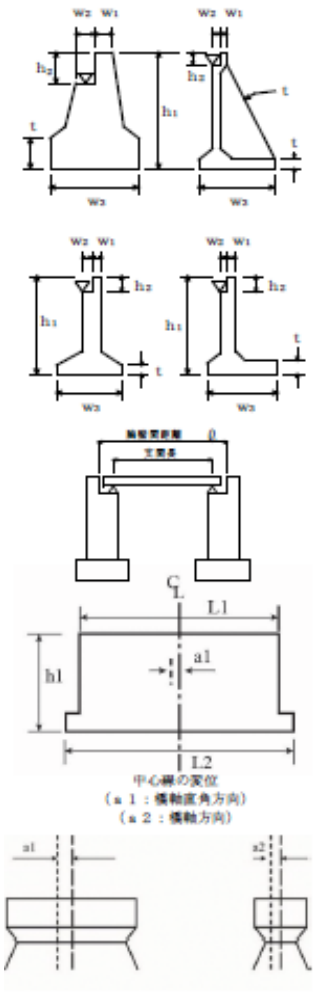	
						厚　　さ　t		−20			
						天　端　幅　w_1 （橋軸方向）		−10			
						天　端　幅　w_2 （橋軸方向）		−10			
						敷　　幅　w_3 （橋軸方向）		−50			
						高　　さ　h		−50			
						胸壁の高さ　h_2		−30			
						天　端　長　ℓ_1		−50			
						敷　　長　ℓ_2		−50			
						胸壁間距離　ℓ		±30			
						支　間　長　及　び 中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の 鉛直度	1/50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	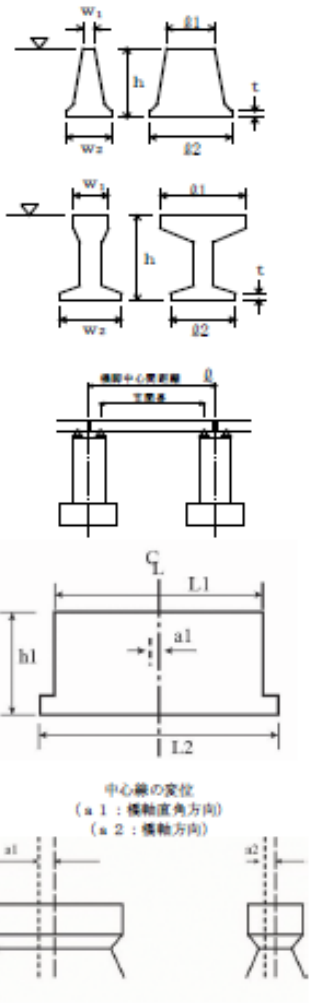	
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		−20			
						敷幅 w_2（橋軸方向）		−50			
						高さ h		−50			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1 /50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	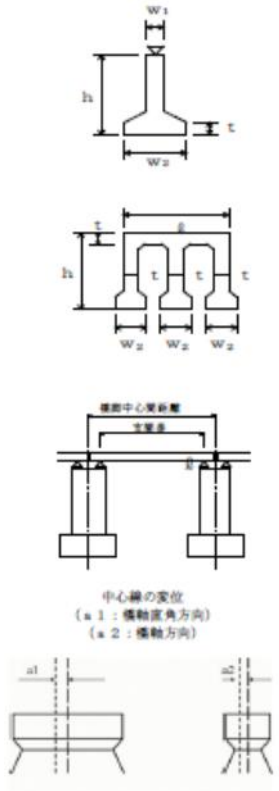	
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1		−20			
						敷幅 w_2		−20			
						高さ h		−50			
						長さ ℓ		−20			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20			
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1／50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ⅰ型・T型）	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	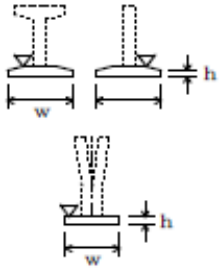	
						幅　　w （橋軸方向）	−50			
						高　　さ　h	−50			
						長　　さ　ℓ	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 （門型）	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	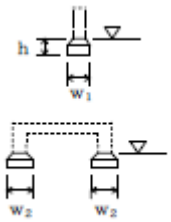	
						幅　　w_1，w_2	−50			
						高　　さ　h	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 （Ⅰ型・T型）	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	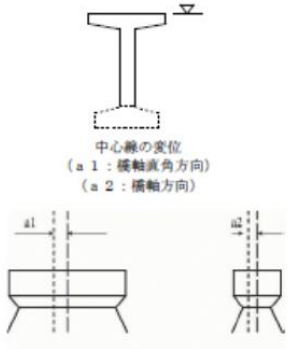	
						橋脚中心間 距 離 ℓ	±30			
						支　間　長　及　び 中心線の変位	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 （門型）	基　準　高　▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	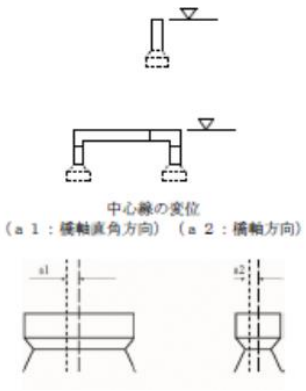	
						橋脚中心間 距 離 ℓ	±30			
						支　間　長　及　び 中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1，δ_2（mm）	5 ※±５	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材　部材長ℓ（m）	±３…… ℓ≦10 ±４…… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋仮設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1）	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）　先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）　可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）　可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動 可能量　注2）	設計移動量以上			
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：±（4＋0.5×（B−2）））			
						水平度　橋軸方向 水平度　橋軸直角方向	1／100			
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の 移動量　注3）	温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2以上			
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋仮設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1）	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）　先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）　可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）　可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動 可能量　注2）	設計移動量以上			
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）	±5 ±（4＋0.5×（B−2））			
						水平度　橋軸方向 水平度　橋軸直角方向	1／300			
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の 移動量　注3）	温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	－20以内 かつ－1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径(mm)		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅　w_1	－10～＋20	１径間当たり両端と中央部の３箇所測定。	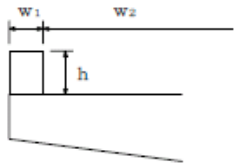	
						地覆の高さ　h	－10～＋20			
						有効幅員　w_2	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天　端　幅　w	1 －5～＋10	１径間当たり両端と中央部の３箇所測定。	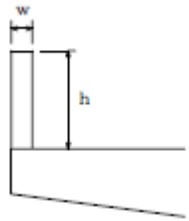 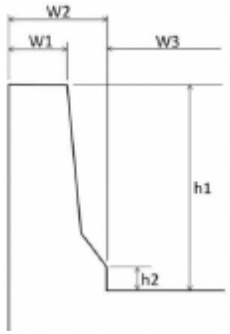	
						地　覆　の　幅　w2	－10～＋20			
						高　　さ　h1	－20～＋30			
						高　　さ　h2	－10～＋20			
						有　効　幅　員　w3	0～＋30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅　w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ：スパン長	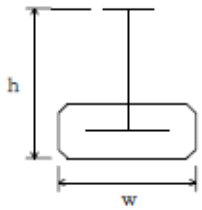	
						高さ h	＋10 －5			
						桁長ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ －30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長20m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	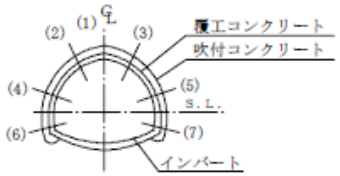	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長20m毎に断面全本数検測。		
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	±50	(1)　基準高、幅、高さは、施工20mにつき１箇所。 (2)　厚さ (ｲ)　コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ)　コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ)　検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40mに１箇所、(2)～(3)は100mに１箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が40m以下のものについては、１トンネル当たり２箇所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	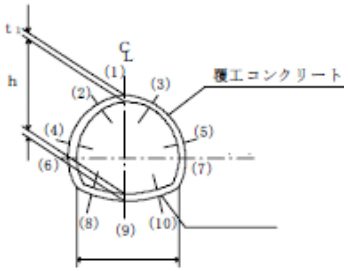	
						幅　w（全幅）	－50			
						高さh（内法）	－50			
						厚　さ　t_1，t_2	設計値以上			
						延　　長　L	―			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅　w	−50	施工延長20m につき１ヶ所、延長20m 以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						厚　さ　t	−30			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅　w（全幅）	−50	(1)　幅は、施工20mにつき１箇所。 (2)　厚さ (ｲ)　コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ)　コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	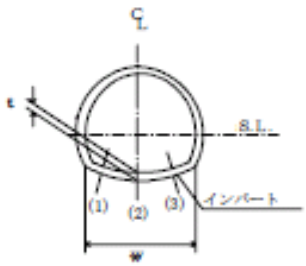	
						厚　さ　t_1，t_2	設計値以上			
						延　長　L	―			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基　準　高　▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	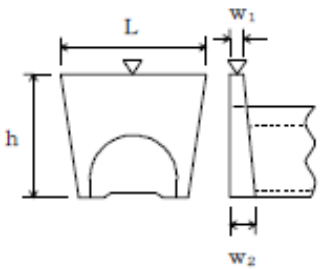	
						幅　w_1，w_2	−30			
						高さh　h＜３m	−50			
						高さh　h≧３m	−100			
						延　長　L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長20mにつき１箇所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	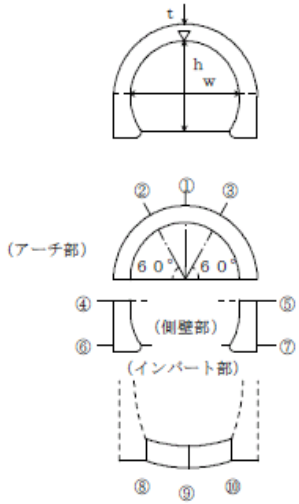	
						幅　w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50			
						厚　　さ　t	−20			
						延　　長　L	—			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基　準　高　▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	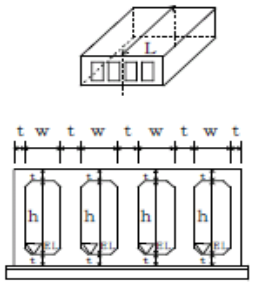	
						厚　　さ　t	−20			
						内　空　幅　w	−30			
						内　空　高　h	±30			
						ブロック長　L	−50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚　　さ　t	−20	図面の寸法表示箇所で測定。	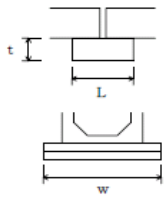	
						幅　　w	−20			
						長　　さ　L	−20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　　定　　基　　準	測　　定　　箇　　所	摘　要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 （防水）	幅　　w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	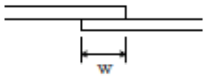	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 （防水保護工）	厚　　さ　t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 （防水壁）	高　　さ　h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。	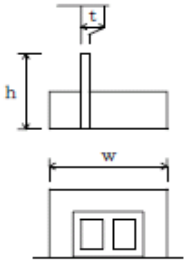	
						幅　　w	±50			
						厚　　さ　t	－20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基　準　高　▽	±30	施工延長 20mにつき１箇所、延長 20m以下のものは１施工箇所につき２箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	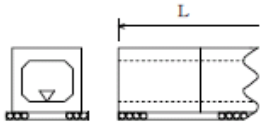	
						延　　長　L	－200	延長：１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１箇所。	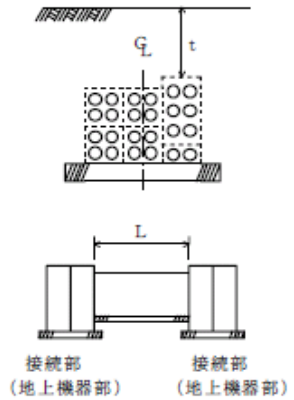	
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１箇所。	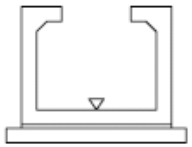	
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	１箇所毎 ※は現場打部分のある場合	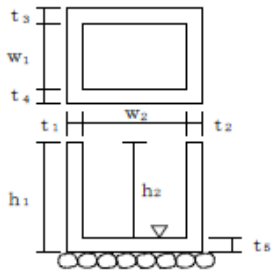	
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1，w_2	－30			
						※高さ h_1，h_2	－30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 平均の測定値（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ　t	－9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、延長40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 小規模未満（200㎡未満）の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。	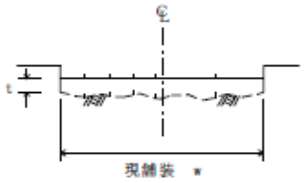 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅　　w	－25				
						延長　L	－100				
						平　坦　性	—	3 mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ （σ）2.4mm以下 直読式 （足付き） （ σ ）1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 （面管理の場合） 厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さ　t （標高較差） （切削）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に１箇所の割とし、延長40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 小規模未満（200㎡未満）の工事においては、平坦性の項目を省略する事ができる。	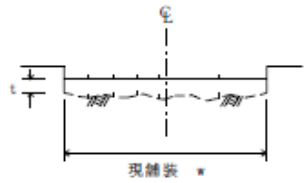 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ　t （ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9				
						幅　　w	－25				
						延長　L	－100				
						平 坦 性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ （σ）2.4mm以下 直読式(足付き) （σ）1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工　厚さ　t	－30		幅は延長 40m毎に１箇所の割で測定。 厚さは、各車線 40m毎に左右両端及び中央の３点を掘り起こして測定。	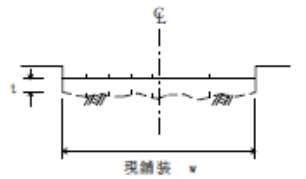	
						路盤工　幅　　w	－50				
						路盤工　延長　L	－100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測定項目	規　格　値	測　定　基　準		測　定　箇　所	摘　要
								鋼げた等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 b′（m）	±２…… w≦0.5 ±３…… 0.5＜w≦1.0 ±４…… 1.0＜w≦2.0 ±（３＋w／２）…2.0＜w	主げた・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	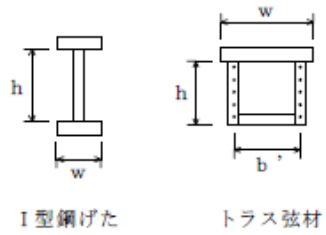	
								床組など	構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200	主げた	各支点及び各支間中央付近を測定。	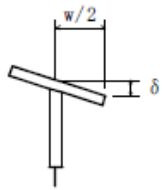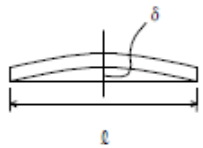	
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。ℓ：部材長（mm）